



2021年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社フェイスネットワーク
代 表 者 名 代表取締役社長 蜂谷 二郎
(コード番号：3489 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 石丸 洋介
(TEL. 03-6432-9237)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び
監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、下記のとおり2021年6月25日に開催を予定している第20回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

また、これに伴い、同定時株主総会に付議する定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事をあわせて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員である社外取締役へ取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年6月25日開催予定の第20回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。

また、当社事業におけるサービスの充実や将来展開の可能性を鑑み、事業目的の追加を行います。

(2) 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日

定款変更の効力発生日 2021年6月25日

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役候補（監査等委員である取締役以外）

(2021年6月25日開催予定の第20回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
蜂谷 二郎	代表取締役社長	同左
山元 孝行	取締役常務執行役員	常務取締役執行役員
石丸 洋介	取締役執行役員	同左

(2) 監査等委員である取締役候補

(2021年6月25日開催予定の第20回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
草原 裕之	取締役（監査等委員）常勤	監査役（常勤）
香月 裕爾	取締役（監査等委員）	社外取締役
松下 正美	取締役（監査等委員）	社外取締役
石橋 幸生	取締役（監査等委員）	社外監査役

(3) 退任予定取締役

(2021年6月25日開催予定の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職	旧役職
吉田 俊雄	顧問	専務取締役執行役員
大津 茂太郎	執行役員	取締役執行役員

(4) 退任予定監査役

(2021年6月25日開催予定の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職	旧役職
入山 利彦	相談役	社外監査役

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～24. (条文省略) <u>25. 前各号に附帯する一切の業務</u>	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～24. (現行どおり) <u>25. 警備業</u> <u>26. 美容業</u> <u>27. 前各号に付帯する一切の業務</u>
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> (削 除) <u>3. 会計監査人</u>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。 (新 設)	第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第 20 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	第 20 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、 <u>前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	② 任期満了前に退任した <u>監査等委員でない</u> 取締役の補欠として、又は増員により選任された <u>監査等委員でない</u> 在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
(新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である</u>

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第25条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第27条 (条文省略)

(報酬)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会の議長は、社外取締役の中から取締役会の決議によって定める。

- ② 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の議長が招集する。

- ③ 取締役会の議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第25条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

第26条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第28条 (現行どおり)

(報酬)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

<p>価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>
<p>第29条～第30条（条文省略）</p>	<p>第30条～第31条（現行どおり）</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第31条～第41条（条文省略）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>（<u>監査等委員会</u>）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>（<u>監査等委員会の招集通知</u>）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>（<u>監査等委員会規程</u>）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第42条～第45条（条文省略）</p>	<p>第35条～第38条（現行どおり）</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第46条～第48条（条文省略）</p>	<p>第39条～第41条（現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>附 則</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第1条 <u>当会社は、第20回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第2条 <u>当会社は、第20回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>（新 設）</p>